

第11次
石川県交通安全計画(案)
(令和3年度～令和7年度)

石川県交通安全対策会議

ま　え　が　き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、本県では、昭和46年度以降、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまで10次・50年にわたる交通安全基本計画を作成し、関係行政機関、関係民間団体等が協力して、各般の交通安全対策を強力に推進してきた。

その結果、県内の道路交通事故の死者数は、昭和47年に183人が亡くなった「交通戦争」と言わされた時期と比較すると、平成30年には死者数が過去最少の28人となり、また、道路交通事故件数、負傷者数はともに、平成18年以降、15年連続で減少していることを見れば、大きな抑止効果を上げているものと考えられる。

しかしながら、いまだに毎日のように、新たに交通事故被害者等（交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ）となる方がいる現実から、目を背けてはならない。近年において高齢運転者による事故、子供が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たないことから、高齢者や次代を担う子供のかけがえのない命を交通事故から守っていくことも重要である。

また、鉄道交通においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれがある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、県、市町、関係民間団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくなければならない。今後、北陸新幹線の敦賀延伸による交流人口の拡大に伴う交通環境の変化は、事故防止の観点からも大変重要な課題となっている。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、関係行政機関においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

目 次

基本理念	1
第1章 道路交通の安全	6
第1節 道路交通事故のない社会を目指して～道路交通安全の目標～	6
1 道路交通事故の状況等	6
(1) 道路交通事故の現状	6
(2) 道路交通を取り巻く状況の展望	8
2 交通安全計画における目標	9
第2節 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
1 高齢者及び子供の安全確保	10
(1) 高齢者の交通事故防止対策の強化	10
(2) バリアフリー化の推進	11
(3) 子供の交通事故防止対策	11
2 歩行者及び自転車の安全確保	11
(1) 歩行者の安全確保	11
(2) 自転車の安全確保	12
3 生活道路における安全確保	12
4 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	13
(1) 先端技術の活用推進	13
(2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	13
(3) 地域が一体となった交通安全対策の推進	13
第3節 講じようとする施策	14
1 道路交通環境の整備	14
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	14
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	17
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	21
(4) 高齢者等の移動手段の確保・充実	22
(5) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	22
(6) 無電柱化の推進	22
(7) 効果的な交通規制の推進	22
(8) 自転車利用環境の総合的整備	23
(9) I T Sの活用	24
(10) 交通需要マネジメントの推進	24
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	25
(12) 総合的な駐車対策の推進	26
(13) 道路交通情報の充実	28
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	28
2 交通安全思想の普及徹底	30
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	31
(2) 効果的な交通安全教育の推進	36
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	37
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	43
(5) 地域における交通安全活動への参加・自主的活動の推進	43

目 次

3 安全運転の確保	43
(1) 運転者教育等の充実	44
(2) 運転免許業務の改善	46
(3) 安全運転管理の推進	46
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	47
(5) 交通労働災害の防止等	49
(6) 道路交通に関する情報の充実	50
4 車両の安全性の確保	50
(1) 自動車アセスメント情報の提供等	51
(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	51
(3) リコール制度の活用	52
(4) 自転車の安全性の確保	53
5 道路交通秩序の維持	53
(1) 交通の指導取締りの強化等	53
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	55
(3) 暴走族等対策の強化	55
6 救助・救急活動の充実	57
(1) 救助・救急体制の整備	57
(2) 救急医療体制の整備	59
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	60
7 被害者支援の充実と推進	60
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	61
(2) 損害賠償の請求についての援助等	61
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	61
8 道路交通事故原因の総合的な調査研究	63
 第2章 鉄道交通の安全	64
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	64
1 鉄道事故の状況等	64
(1) 鉄道事故の状況	64
(2) 近年の運転事故の特徴	64
2 交通安全計画における目標	64
第2節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	65
第3節 講じようとする施策	65
1 鉄道交通環境の整備	65
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	65
(2) 運転保安設備等の整備	65
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	65
3 鉄道の安全な運行の確保	66
(1) 保安監査の実施	66
(2) 運転士の資質の保持	66
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	66
(4) 気象情報等の充実	66
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	67

目 次

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	67
(7) 計画運休への取組	67
(8) 冬期間の列車運行の確保	67
4 鉄道車両の安全性の確保	67
5 救助・救急活動の充実	68
6 被害者支援の推進	68
 第3章 踏切道における交通の安全	69
第1節 踏切事故のない社会を目指して	69
1 踏切事故の状況等	69
(1) 踏切事故の状況	69
(2) 近年の踏切事故の特徴	69
2 交通安全計画における目標	70
第2節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	71
第3節 講じようとする施策	71
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	71
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	71
(1) 踏切遮断機の整備	71
(2) 警報時間制御装置の整備	71
(3) 踏切保安設備の高度化	71
(4) 交通規制の実施	71
3 踏切道の統廃合の促進	72
4 冬期間の踏切道の交通安全対策の推進	72
5 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	72
(1) 踏切安全通行カルテの作成・公表	72
(2) 踏切保安設備等の高度化と指導取締りの実施	72
(3) 緊急時の措置の周知徹底	72
(4) 被害者への適切な対応	72
(5) 道路幅員への配慮	72
(6) 災害時における交通の安全と円滑	72